

琉球国中山王尚清の、邁志刺等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五五〇、一〇、八)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使邁志刺・通事金鼎等を遣わし、海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に交易し蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字六十一号半印勘合執照を給して正使邁志刺等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^{ひら}す

正使一員 邁志刺

副使三員 馬普度 鄔刺瑞 馬山路

通事二員 金鼎 沈文

管船火長・直庫二名 程偉 馬吾刺

梢水共に一百六十三名

嘉靖二十九年(一五五〇)十月初八日

右の執照は正使邁志刺・通事金鼎等に付し、此れに准ぜしむ
禮儀の
事の為にす 執照

注*本文書の船は遭風して太平山(宮古島)に流れ着き帰国した(家譜(二)「五七頁、「金氏家譜」四世通事鼎の条を参照)。

琉球国中山王尚清の、馬沙皆等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五五四、一一、六)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使馬沙皆・通事陳繼章等を遣わし、海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に交易し蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字七十一号半印勘合執照を給して正使馬沙皆等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。